

## 「選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例」の一部改正について

### 1 改正理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第93号）の施行により、2人以上の投票管理者または2人以上の同職務代理者に交替して職務を行わせることができることとなったことから、これに対応した報酬額に改める必要がある。

### 2 改正条例

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例

### 3 改正内容

投票所および期日前投票所の投票管理者について、職務を執行した時間が投票時間の2分の1であるときは、その報酬額を2分の1とする。また、当区においては投票立会人が投票管理者職務代理者を兼ねることができることから投票所の投票立会人の報酬額も同様とする。

### 4 施行期日

公布の日から施行する。

### 5 提出資料

「選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例」の新旧対照表

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表

新									旧								
別表（第2条関係）									別表（第2条関係）								
選挙長等選挙の別	選挙長	開票管理者	投票所の投票管理者	期日前投票所の投票管理者	選挙立会人	開票立会人	投票所の投票立会人	期日前投票所の投票立会人	選挙長等選挙の別	選挙長	開票管理者	投票所の投票管理者	期日前投票所の投票管理者	選挙立会人	開票立会人	投票所の投票立会人	期日前投票所の投票立会人
国が管理する選挙		18,000円	18,000円	15,000円		14,000円	14,000円	12,000円	国が管理する選挙		18,000円	18,000円	15,000円		14,000円	14,000円	12,000円
および投票									および投票								
都が管理する選挙		18,000円	18,000円	15,000円		14,000円	14,000円	12,000円	都が管理する選挙		18,000円	18,000円	15,000円		14,000円	14,000円	12,000円
および投票									および投票								
区が管理する選挙	18,000円	18,000円	18,000円	15,000円	14,000円	14,000円	14,000円	12,000円	区が管理する選挙	18,000円	18,000円	18,000円	15,000円	14,000円	14,000円	14,000円	12,000円
および投票									および投票								
備考									備考								
<p>1 投票所の投票管理者および投票立会人が職務を執行した時間が当該投票所の投票時間の2分の1であるときの報酬額は、それぞれの報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>2 期日前投票所の投票管理者および投票立会人が職務を執行した時間が当該期日前投票所の投票時間の2分の1であるときの報酬額は、それぞれの報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>									<p>備考 期日前投票所の投票立会人が職務を執行した時間が投票時間の2分の1であるときは、その報酬額を6,000円とする。</p>								
付 則																	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙および投票について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙および投票については、なお従前の例による。</p>																	